

郡山市民生委員・児童委員の報償金支給要領

平成9年4月1日制定

平成10年11月13日一部改正

平成12年11月1日一部改正

平成16年12月1日一部改正

平成17年12月28日一部改正

平成25年12月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

令和2年4月1日一部改正

[保健福祉部保健福祉総務課]

(趣旨)

第1条 この要領は、民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、同法第5条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第2項の規定に基づいて委嘱された民生委員・児童委員及び法第25条の規定に基づいて選任された民生委員協議会会長（以下「会長」という。）の活動に要する費用を弁償するため、民生委員・児童委員及び会長に対する報償金の支給について必要な事項を定めるものとする。

(報償金の額)

第2条 報償金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 民生委員1人当たり 年額 30,100円

(2) 児童委員1人当たり 年額 30,100円

(3) 会長1人当たり 年額 11,920円

2 民生委員・児童委員（以下「委員」という。）が年度の途中で新たに委嘱若しくは解嘱されたとき若しくは任期満了後再任されないとき又は会長に年度の中で異動があったときの当該年度の報償金の額は、前項の規定にかかわらず、次の算式により算出された額とする。ただし、円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

前項各号に定める年額×勤務月数÷12月＝支給額

3 委員が委嘱若しくは解嘱された日若しくは任期を満了した日又は会長に異動があった日の属する月については、当該月を勤務したものとみなし、前項の勤務月数に加えるものとする。

(報償金の支給方法)

第3条 報償金は、3月に支給するものとする。ただし、委員が年度の中で解嘱された場合、任期満了後再任されない場合又は会長でなくなった場合における報償金は、その支給月でない月であっても支給できるものとする。

2 委員が解嘱された場合にあつては、その者に、死亡した場合にあつては、その者の遺族に対して支給するものとする。

3 遺族の範囲及び順位については、郡山市職員の退職手当に関する条例（昭和40年郡山市条例第32号）第2条の2の規定に準ずる。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年11月13日から施行し、平成10年度以後の年度分の報償金について適用す

る。

附 則

この要領は、平成12年11月1日から施行し、平成12年度以後の年度分の報償金について適用する。

附 則

この要領は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年12月28日から施行し、平成18年度以後の年度分の報償金について適用する。

附 則

この要領は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。